

申請の際には申請者の個人番号及び身元確認ができる書類の提示が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

教育・保育給付認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等の支給）

目黒区長 宛て

令和 年 月 日

以下の事項に同意のうえ、次のとおり、教育・保育給付認定を申請します。

*教育・保育給付認定及び利用者負担額の算定にあたり、目黒区が保有する住民基本台帳及び住民税課税情報を確認すること、及び、個人番号の利用により、住民票関係情報・住民税課税情報・生活保護等情報・児童扶養手当の受給情報・障害者関係情報を確認すること。また、その情報に基づき決定した内容を特定教育・保育施設等に対して提示すること。

申請者 (保護者)	(フリガナ)		申請区分	新規	変更	再交付	
	氏名			☐	☐	☐	
	住所	目黒区	丁目	番	号	電話番号	
						自宅	— —
						父携帯	— —
	※1月1日(1~8月利用開始希望の場合は前年1月1日)現在の住所が区外の場合は住所を記入				母携帯	— —	

教育・保育給付認定を希望する児童	(フリガナ) 児童氏名		生年月日	保育の希望の有無※1	認定期間		保育利用時間
	1		H・R ・		有 ・ 無	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	標準時間 (1日最大11時間) ・ 短時間 (1日最大8時間)
		個人番号					
	2		H・R ・	有 ・ 無	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	標準時間 (1日最大11時間) ・ 短時間 (1日最大8時間)	
		個人番号					
	3		H・R ・	有 ・ 無	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	標準時間 (1日最大11時間) ・ 短時間 (1日最大8時間)	
		個人番号					

※1 保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を必要とする場合は「有」、幼稚園等の利用を希望する場合は「無」を選んでください。なお、「保育所等」とは、保育所・認定こども園（保育利用有）・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園・認定こども園（教育利用のみ）をいいます。

申請する児童の世帯員	(フリガナ) 氏名		続柄	生年月日	職業又は学校名等		生活保護適用の有無
					個人番号		
	1		父	T・S・H・R ・			適用なし ・ 適用あり 目黒区 目黒区外 ()
	2		母	T・S・H・R ・			
	3			T・S・H・R ・			
	4			T・S・H・R ・			
5			T・S・H・R ・				

保育の利用を希望する理由 ※いずれかにチェック	父の状況			母の状況		
	☐ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障害	☐ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障害
	☐ 介護等	☐ 求職活動	☐ 就学	☐ 介護等	☐ 求職活動	☐ 就学
	☐ 不存在	☐ その他 ()		☐ 不存在	☐ その他 ()	

本人確認書類	【1点のみで本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】	
	個人番号カード	
	【2点以上で本人確認（個人番号確認・身元確認）が可能な書類】 個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身元確認がわかる書類をお持ちください。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	
	個人番号確認書類	身元確認書類
	・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【顔写真なし身分証明書（以下の書類から2点）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

※個人番号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「法」といいます。）第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。

※本様式は法第14条に基づき提出していただくものです。

※郵送の場合は、すべての個人番号につき、個人番号カード、通知カードまたは、個人番号が記載された住民票等の写しを添付してください。

※代理で申請される場合は、代理権の確認書類（委任状等）及び代理人の身元確認書類が必要です。

注意事項	◎認定されても、入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する施設に入所できない場合があります。 ◎認定に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。書類が提出されない場合は、認定申請を却下する場合があります。 ◎認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容（家庭状況、勤務状況等）に変更がある場合は区に届け出が必要です。 【届け出先】 1号認定： <区立幼稚園等>教育委員会事務局学校運営課学事係（電話 03-5722-9304） <私立幼稚園等>子育て支援課子育て支援係（電話 03-5722-9892） 2・3号認定： 保育課保育施設利用係（電話 03-5722-9868） ◎申請の内容が事実と異なる場合、認定を取り消すことがあります。なお、目黒区から転出した場合又は認定証の有効期間が過ぎた場合も取り消されたものとみなします。 ◎認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期は、申請後30日を超える場合があります。
------	--

【事務処理欄】

個人番号確認書類	身元確認書類	受付者	
☐ 個人番号カード	☐ 個人番号カード	地区担当者	
☐ 通知カード	☐ 運転免許証	決定日	
☐ 住民票の写し	☐ パスポート	こどもコード	
☐ 住民票記載事項証明書	☐ 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳	認定区分	1号・2号・3号
	☐ その他（ ）	発送日	